

車両通学に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 本学学生（科目等履修生、外国人留学生を含む。以下同じ。）が車両により、通学する場合は、本規程による。

(車 両)

第 2 条 本規程で車両とは、自動車、別表 1 で示す自動二輪車等および自転車をいう。

(禁 止)

第 3 条 自動車および別表 1 で通学不可を示す自動二輪車等による通学は、禁止する。ただし、学長が許可した者を除く。

(登録申請)

第 4 条 自転車および通学可の自動二輪車等で通学する場合は、別に定める様式により、登録申請をし、登録証明を受けなければならない。

2 登録証明は、在籍中有効とする。

(安全運転の励行)

第 5 条 自転車および自動二輪車等で通学する学生は、交通災害の防止および地域住民の生活環境を保全するため、安全運転につとめ、交通ルールを遵守しなければならない。

(交通安全講習会)

第 6 条 全学生の交通安全意識の高揚を図るため、本学において、交通安全講習会を開催する。

2 新入生は、本講習会に必ず出席しなければならない。

本講習会を理由なくして欠席した場合は、第 4 条の登録申請を受け付けないことがある。

3 登録証明を受けた学生に対しても、本講習会への出席を求めることがある。

なお、本講習会を理由なくして欠席した場合は、第 4 条の登録を取り消すことがある。

(違 反)

第 7 条 本規程に違反した場合は、違反内容および回数等を調査し、登録を取り消し、または学則により、懲戒処分の対象とすることがある。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 30 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和 5 年 6 月 20 日から施行する。

(別表1)

自動二輪車等一覧および通学可否

形状	排気量 又は出力	排気量50cc以下 出力600W以下	排気量50cc超 出力600W超
自動二輪車		○	○
自動三輪車		○ (輪距が [§] 500mm未満)	○ (輪距が [§] 460mm未満)
		× (輪距が [§] 500mm以上)	× (輪距が [§] 460mm以上)
側車付き自動二輪車		×	×

○通学可 ×通学不可

※輪距とは左右の車輪の中心間距離